「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大阪府計画」概要

大阪府

平成31（2019）年３月

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（H29.３施行）に基づき、関連施策を総合的、計画的に推進するため、都道府県版の計画を策定（法上は努力義務）

計画の特色

(1) 建設職人の労働災害の状況等に関する各種データ（経年変化）を

グラフ化して掲載

(2)国の計画にない項目「建設業における担い手確保の推進」を設定

(3)関係団体・機関が連携して計画を推進（関係団体・機関の取組等も記載）

大阪府の現状と課題

(1)安全健康確保の推進に必要な環境整備

・府内建設業における労働災害の死傷者数は減少傾向にあるが、今後も死亡災害の撲滅に向けて一層の取組が必要

・墜落・転落による死亡災害の割合が全国より高く、その防止対策が急務

・経験年数1年以内の未熟練工の死傷災害件数は横ばいであり、安全衛生教育の一層の充実が課題

(2)一人親方等への対応の必要性

・一人親方等の安全及び健康の確保について特段の対応が必要

(3)処遇の改善等を通じた担い手の確保

・府内の建設業労働者の総実労働時間は他産業に比べ長い

・年齢段階別の有業者数は60歳以上が2割超、30歳未満は極端に少ない

・魅力ある職場環境づくりを行うことにより、中長期的な担い手確保が急務

基本的な方針及び講ずべき施策の具体例

(1) 適正な請負代金の額、工期等の設定

〇請負代金については、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費の適切な確保を促進

・公共工事の発注時に社会保険や労災保険等の安全衛生経費を適切かつ明確に積算します。

・民間工事においても研修会等を通じて周知・啓発を図ります。

〇工期設定については、必要な休日等を確保し、工事を施工するための日数を適切に設定

・公共工事の発注者は必要な休日等の日数を確保するために適切な工期設定や工期延長を行います。

・公共工事においては施行時期を年度末に集中させないなど平準化に努めます。

・民間工事においても研修会等を通じて周知・啓発を図ります。

(2) 設計、施工等の各段階における措置

〇設計段階において建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等の検討を促進

・ＩＣＴやドローン等の新技術の活用を促進します。

〇施工段階においても元請負人及び下請負人がそれぞれの役割により安全措置を講ずることを促進

・元請負人と下請負人間の適正な契約締結等に関する法令を遵守します。

・建設現場における作業間の連絡調整等の統括安全衛生管理を徹底します。

(3) 安全及び健康に関する意識の向上

〇経験年数が1年未満の未熟練工をはじめとして建設工事従事者の危険に対する感受性の高揚に尽力

・未熟練工に対して建設業者が実施する雇入れ時教育を促進します。

〇リスクアセスメントによるリスク軽減などの自主的な取組を促進

・リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の収集・分析と、建設業者の創意工夫事例の周知を行います。

・建設工事従事者による日々のKY（危険予知）活動の重要性を周知・啓発します。

〇墜落・転落災害の減少に向けた取組を強化

　・安全パトロールの実施や手すり先行工法の推奨など墜落・転落災害の防止対策を充実強化します。

〇安全及び健康の確保に係る意識を啓発

　・安全衛生水準向上に顕著な実績をあげた建設業者等を表彰します。

　・メンタルヘルス対策の啓発や相談窓口の周知・活用促進を図ります。

　・安全衛生教育用テキストを作成し研修会で活用するなど一人親方等に対する安全及び健康への配慮を促進します。

　・一人親方に対する労災保険の特別加入制度を府の研修会等で周知します。

(4) 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上等に

よる担い手の確保

〇建設工事従事者の処遇の改善等を通じ、若年者の入職を促し担い手確保につながる職場環境づくりを促進

　・法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入を促進します。

　・建設キャリアアップシステムの活用を推進します。

　・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、長時間労働の是正等による働き方改革を推進します。

　・建設業のイメージアップ、建設工事従事者の入職促進による建設業の担い手確保を推進します。（大阪人材確保推進会議と連携）

計画の推進体制

・「大阪府建設工事従事者安全健康確保連絡会議」を設置し、連携して推進

※構成団体・機関

大阪府、近畿地方整備局、大阪労働局、建設業者団体、建設業労働災害防止協会大阪府支部、大阪建設労働組合